

【就学援助制度について】

就学援助とは、経済的に厳しいご家庭に、学用品費などの費用を援助する制度です。

佐賀県の中学校では、7人に1人が利用しています。(H30年度：文部科学省HPより)

唐津東中学校の就学援助率は、例年約6%です。(17人に1人が利用している)

- ・ 就学援助制度は、各市町村によって実施されています。
- ・ 以下の内容は、唐津市の就学援助制度の内容になっています。
- ・ 唐津市以外にお住まいの方は、該当する市町村教育委員会へお問い合わせください。

* 援助の内容 (令和2年度) ※ 本校は県立学校であるため、一部費用に関しては佐賀県から援助されます。

援助費目	支給学年	支給額	支給時期	
学用品費等	全学年	年額 27,310 円 (中1は年額 25,040 円)	年3回 (8・12・3月)	唐津市
新入学学用品費	4月認定の1年生のみ	60,000 円	5月	
修学旅行	中3	交付対象経費の実費 (上限 60,910 円)	実施後	
校外活動費 (宿泊を伴うもの)	中1	交通費、宿泊費等 (上限 6,210 円)	実施後	
ミルク給食費	全学年	実費		佐賀県
医療費	全学年	実費		
日本スポーツ振興センター	全学年	免除		

* 申請対象者

・ 申請対象者は次の①～④に一つでも該当する方です。

- ① 生活保護が停止または廃止され、その後も経済的に困りの人
- ② 同居者全員、市民税が非課税である人
- ③ 児童扶養手当を受給している人
- ④ 保護者の職業が不安定で、経済的に困りの人

* 提出書類（以下3点）

- ① 準要保護申請書兼世帯票（事務室または唐津市のホームページから入手可能）
- ② 振込口座の通帳の写し
- ③ その他書類（児童扶養手当証書、市県民税所得・課税証明書など）

※ 小学校に児童がいる方は、小学校へ申請してください。

* 認定までに要する期間

- ・ 1か月前後

申請した月の翌月の中旬には認定結果が出ます。

（例：8月中旬に申請の場合、翌月の9月中旬に結果が出る）

* 最後に

就学援助の申請は、提出書類が3点のみで、申請から認定までの期間も1か月ほどなので、申請しやすいです。

申請されれば、**ミルク給食費は全額、修学旅行や校外活動費もほぼ全額、そして学用品費の援助も受けられます。**

申請の対象に一つでも該当される方は、ぜひ一度申請をご検討ください。

また、学校ホームページにも掲載していますので、そちらもご覧ください。

（中学校トップページ → 事務室 → 就学援助）

ご不明な点などがありましたら、いつでも下記担当までご連絡いただければと思います。

唐津東中学校
担当 山口
電話 0955-77-1984